

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 31 日（水）

令和 6 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 3

○ 議事日程

- 第 1 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 44 号 非農地証明願について
- 第 4 議案第 45 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について
- 第 5 議案第 46 号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について
- 第 6 議案第 47 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 7 議案第 48 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 8 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第 9 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 10 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 11 報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君

欠席委員 7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時 01 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。11 番杉本剛昭委員、12 番朝倉直芳委員以上のご両名によりお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。12 番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12 番（朝倉直芳君） 議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件を一括してご報告いたします。

1 番案件は、令和 6 年 7 月 12 日に、2 番及び 3 番案件は、令和 6 年 7 月 16 日に、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、2 筆、いずれも田、合計 646 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は、共有持ち分を購入するため、譲渡人は共有持ち分を売却するためです。

今後につきましては、水稻を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 70 歳、従事日数 240 日、兼業でございます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、19 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するため

です。

今後につきましては、長ネギ、大根、ブロッコリーを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 58 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 60 歳、従事日数 100 日、兼業、子 27 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、9.91 ㎡でございます。

譲受人、権利の種類、申請理由、今後の予定及び労働力につきましては、2 番案件と同様でございます。

1 番案件、2 番案件及び 3 番案件とも、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1 番案件についてですが、譲受人、譲渡人は兄弟になります。今回、持分を全部、譲受人に集約するために申請されたものとなります。

続いて、2 番案件及び 3 番案件についてですが、こちらは、令和 6 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会にて、下寺尾の農地について 3 条許可を受けた譲受人が、隣の農地を購入することによって営農拡大をするということ、また、譲渡人は営農ができないということから、本件について合意されたため、申請されたものです。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13 番（村越重芳君） 2 番案件及び 3 番案件について、面積、境界の確定がされているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 境界の確定につきましては、今後、測量をした上で、所有権の移転をすると聞いております。

○13 番（村越重芳君） 議案書の地積は、公簿上の面積ということですね。

○局長補佐（松澤一樹君） 登記簿の面積で、もう少し、面積は広いのではないかと聞いています。

○13 番（村越重芳君） 公有地との境界は、確定しているのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 公有地の境界が、全部、確定しているかは確認していません。

○13 番（村越重芳君） 該当地に係る部分については、確定しているということか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。境界が確定している上での測量ですので、隣接については、特段、問題が無いと思っております。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 43 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

13 番村越委員より報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 議案第 43 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 7 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、419 m²でございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面碎石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、既存 H 鋼土留めをそのまま使用し、既存 H 鋼土留めがない箇所につきましては、H 鋼土留めを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回の申請地につきましては、周囲に農地が無いということから、周りの農地への影響が無いことを確認しています。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 43 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 3、議案第 44 号、非農地証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。13 番村越委員より報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 議案第 44 号、非農地証明願について、1 番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 7 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、登記地目田、20 ㎡でございます。

当該地は、10 年以上前から道路敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「道路及び進入路」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 44 号、非農地証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 45 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。担当委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。区域２生川委員より報告をお願いいたします。

○区域２（生川仁君） 議案第４５号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権の設定等について、１番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～１番案件について内容を説明～

１番案件の利用権を設定する農地は、５筆、いずれも畑、合計 2,811 ㎡でございます。

権利の存続期間は、令和６年８月１日から令和８年３月３１日までとなり、１年８カ月の更新を行うものです。

権利の種類は、いずれも賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございしますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございしますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第４５号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権の設定等について、１番案件を報告のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第５、議案第４６号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく利用権の設定について、１番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。区域１市川委員より報告をお願いいたします。

○区域１（市川芳男君） 議案第４６号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく利用権の設定について、１番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第３者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農

用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、田、1,282 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 46 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、議案第 47 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。12 番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12 番（朝倉直芳君） 議案第 47 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件及び 2 番案件をご報告いたします。

初めに、1 番案件について、ご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和 5 年 11 月 13 日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 7 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～1 番案件について内容を説明～

相続人は、13 筆、合計 7,636 m²について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2 筆、いずれも現況畑、合計 323 m²につきましては、一体と

して耕作されており、サトイモ、ピーマン、カボチャが作付けされていました。

2筆、いずれも畑、合計 378 m²につきましては、一体として耕作されており、ヒマワリが栽培されていたほか、一部準備中でした。

3筆、いずれも畑、合計 3,029 m²につきましては、枝豆、カボチャ、スイカが作付けされていました。

6筆、いずれも現況畑、合計 3,906 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人 71 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和 5 年 12 月 2 日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 7 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

相続人は、11 筆、合計 6,751 m²について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2 筆、いずれも田、合計 991 m²につきましては、一体として水稻が栽培されておりました。

1 筆、現況畑、284 m²につきましては、梅が肥培管理されていました。

2 筆、いずれも畑、合計 1,021 m²につきましては、一体として柿が肥培管理されていました。

1 筆、畑、790 m²につきましては、柿が肥培管理されていました。

2 筆、いずれも畑、合計 1,053 m²につきましては、一体として柿、梅が肥培管理されていました。

1 筆、畑、733 m²の内 533 m²につきましては、ハウス内にてブドウが肥培管理されていたほか、一部準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 2,079 m²につきましては、一体としてハウス内にてブドウが肥培管理されていたほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、田植え機、バインダー、テラー、刈込機、耕運機、

その他一式でございます。

労働力は、本人 75 歳、従事日数 350 日、専業、配偶者 70 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 47 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 7、議案第 48 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 3 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件及び 2 番案件については、12 番朝倉委員より、3 番案件については、13 番村越委員より報告をお願いいたします。

はじめに、12 番朝倉委員より報告をお願いいたします。

○12 番（朝倉直芳君） 議案第 48 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件及び 2 番案件についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 7 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

6 筆、いずれも現況畑、合計 3,877 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター 2 台、テラー、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

労働力は、本人 62 歳、従事日数 250 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 7 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、591 m²につきましては、枝豆、落花生、サトイモ、ナスが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機 2 台、その他一式でございます。

労働力は、本人 68 歳、従事日数 80 日、兼業、上の妹 66 歳、従事日数 80 日、兼業、その配偶者 66 歳、従事日数 80 日、兼業、下の妹 61 歳、従事日数 30 日、兼業、その配偶者 66 歳、従事日数 30 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、13 番村越委員より報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 続いて、3 番案件についてご報告いたします。

令和 6 年 7 月 17 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 803 m²につきましては、一体として栗が肥培管理されておりました。

6 筆、いずれも畑、合計 1,470.52 m²につきましては、一体として耕作されており、カボチャ、ナス、オクラが作付けされているほか、栗が肥培管理されておりました。

3 筆、いずれも畑、合計 4,197 m²につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、955 m²につきましては、栗が肥培管理されていたほか、一部準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 1,378 m²につきましては、一体として耕作されており、ヤマイモ、枝豆が作付けされておりました。

1 筆、田、796 m²につきましては、水稻が栽培されていました。

農機具の保有状況は、耕運機、草刈機、その他一式でございます。

労働力は、本人 55 歳、従事日数 150 日、兼業、配偶者 54 歳、従事日数 100 日、専業、母 84 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 48 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 3 番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第 9、報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第 10、報告第 20 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第 11、報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書 8 ページのとおり、3 件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決

処分 の 報告 について ご説明 いた します。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書9ページのとおり、1番案件から6番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地及び道路敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分 の 報告 について ご説明 いた します。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書10から11ページのとおり、1番案件から17番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、店舗併用住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

引き続き、報告第21号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてをご説明いたします。議案書は、12ページとなります。

本案は、農地法第18条第6項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき、解約の申し入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項但し書きの規定により同項の許可を要しないで行われた場合、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けたものとなります。

～1番案件について内容を説明～

当初の契約は、令和6年3月1日から令和8年3月31日まででしたが、両者の都合により令和6年6月7日で合意解約の合意が成立したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

○区域1（市川芳男君） 議案第21号の案件に関してですが、基礎無しで物置を建てたということですが、床を張った場合は、どうなるのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 農業用施設として相談を受けて、それが農業の用に資するということであり、農業用施設として2アール未満であれば、基本的には、農地法上の許可

は不要ということになります。ただし、調整区域に建物を建てるということについては、都市部へ相談することが必要になります。そこで、どのような指導を受けるかということになります。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 18 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第 20 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知の報告までを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 40 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員